

税法

2014年連邦税法

(2014年、連邦議会法律番号 20)

ビルマ暦 1375年 12月満月後 13日

(2014年 3月 28日)

連邦議会は、ここに次の法律を制定する。

第1章

名称、施行及び定義

1. (a) この法律を 2014年連邦税法と呼ぶものとする。
- (b) この法律の規定は、次のとおりとする。
 - (1) 第5章の商業税については、2014-2015年の会計年度のため、2014年4月1日から施行しなければならない。
 - (2) 第6章の所得税について、
 - (i) 第22条の給与所得及び第26条に含まれる規定については、2014年4月1日から施行するものとする。
 - (ii) その他の規定については、2014-2015年度から施行するものとする。
2. この法律に含まれる下記の表現は、次のとおり定義するものとする。
 - (a) 「税金」とは、連邦政府が連邦のため徴収する税金をいう。
 - (b) 「法律」とは、連邦政府が連邦のため徴収する税金に対して施行する法律をいう。
 - (c) 「規則」、「規程」及び「指示」とは、連邦政府が連邦のため徴収する税金に関連する法律に基づき発行する規則、規程及び指示をいう。
 - (d) 「関連省庁」とは、連邦政府が連邦のため徴収する税金の徴収に責任を負う連邦省庁をいう。
 - (e) 「財政関連法」とは、毎年施行される連邦の財政に関連する法律及び追加予算の割当に関連する法律をいう。
 - (f) 「率」とは、連邦政府が連邦のため徴収する税金に係る所定の税率をいう。

第2章

徴収が見込まれる税額

3. 財政関連法に含まれる、連邦により徴収された税金は、表(1)に含まれる、関連する会計年度において徴収が見込まれる税額である。

第3章

税率の規定及び報告

4. 関連省庁は、この法律に含まれる租税類に関する税率により見込税額を徴収しなければならない。
5. この法律に含まれる税率を修正し、補足し、又は置き換える場合には、連邦政府は、協議により決定させるため、連邦議会に提出しなければならない。
6. 関連省庁は、表(1)に含まれる見込税額の徴収状況を3か月ごとに財政管理局に提出しなければならない。
7. 財政管理局は、関連省庁により提出された税徴収状況のリストを編成し、財務省の検討を経て、3か月ごとに連邦政府に提出しなければならない。
8. 連邦政府は、表(1)に含まれる見込税額の徴収状況の報告を6ヶ月ごとに連邦議会に提出しなければならない。

第4章

関連省庁の義務及び権利

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

9. 関連省庁は、表(1)に含まれる見込税額の徴収に責任を負い、及びこれを監督しなければならない。
10. 関連省庁は、連邦省庁、管区若しくは州政府組織又は管区若しくは州の政府機関、自治体管理局及び自治体地域の組織に対し、租税の適法な納付に必要な情報及び支援を要求することができる。

第5章 商業税

11. 商業税法第6条により、この法律の附表を次のとおり規定する。

商業税法の附表

- (a) いかなる者も、下記の第(b)項及び(c)項に記載される商品以外のいずれかの商品を国内において製造し、及び販売する場合は売上高に、又は国外から輸入する場合は陸揚費に、5%の商業税を課さなければならない。
- (b) 下記の商品について、国外から輸入する商品である場合は陸揚費に、又は国内において製造された商品である場合は売上高に、所定の割合で課税される。

特別商品

番号	商品の類型	税率
1	紙巻きたばこ	100%
2	葉タバコ	50%
3	乾燥させたバージニア種たばこ	50%
4	シェルト	50%
5	葉巻タバコ	50%
6	パイプたばこ	50%
7	キンマ用薬	50%
8	各種蒸留酒	50%
9	各種ビール	50%
10	各種ワイン	50%
11	チーク丸太及びチーク端材並びに硬材丸太及び硬材端材	25%
12	ヒスイ、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンドその他の貴石の原石	30%
13	ヒスイ、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンドその他の貴石の装飾品	15%
14	1800cc以上の乗り物。ライトバン、サルーン、セダン、ステーションワゴン及びクーペ	25%
15	ガソリン、ディーゼルオイル及びジェット燃料	10%
16	天然ガス	8%

- (c) 下記の商品を国内において製造し、及び販売することにより取得した売上高には、商業税を課さないものとする。国外から輸入される場合には、陸揚費に5%課税するものとする。

番号	商品の類型
1	稲、米、層米、ぬか、細かい粳殻、粗い粳殻
2	小麦種子、小麦粉、小麦ふすま、小麦粳殻
3	各種モロコシ及び穀物の粉
4	各種豆類、ひよこ豆及びえんどう豆の粉。豆の皮を含む。
5	ピーナッツ、落花生

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

6	ゴマ、ゴマの花
7	ケシの種、ひまわりの種、タマリンドの種、綿実
8	ヤシ油
9	各種綿
10	ジュートその他の麻
11	にんにく、たまねぎ
12	ジャガイモ
13	キャッサバ、タピオカ粉
14	香辛料(葉、実、種、樹皮)、混合スパイス
15	果物
16	野菜
17	サトウキビ
18	桑葉
19	薬用植物
20	農産物である水牛・牛の各種飼料
21	他で特別に言及されていないカンナ、ススキ、カヤツリグサ及びニッパヤシ等の農産物
22	薪、竹
23	生物
24	蚕の繭
25	未加工の杖、加工済みの杖
26	蜂蜜、蜜蝋
27	ラック
28	ピーナツ油粕、ごま油粕及び綿実油粕等
29	洗剤原料、洗剤
30	漂白剤（油の残滓除去用）
31	繰綿
32	コアヤーン
33	羽毛、アヒル毛
34	傘地
35	各種切手類
36	封蝋、グルースティック
37	黒板、石筆、チョーク
38	小エビペースト
39	エビソース、小エビソース、魚醬
40	ピーナツ油、ゴマ油、ひまわり油、糠油その他の食用油及び油脂
41	生魚・生エビ
42	牛乳、粉乳
43	唐辛子
44	ウコン
45	ショウガ
46	魚肉ペースト
47	タマリンド
48	国旗
49	各種ロザリオ

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

50	各種定規、各種消しゴム、各種鉛筆削り
51	薪代替燃料
52	ヤシ油
53	各種家禽卵
54	カボチャの種、スイカの種
55	宗教用衣類
56	重油
57	塩
58	生ゴム
59	ビンロウジュ
60	コンピュータ、電話用ハンドセット

(d) いかなる者も、この法律に税を免除する旨を規定する商品及び事業を除き、下記の事業を行なうことにより、売上高に5%の商業税を課されるものとする。

- (1) 輸入して国内に売却すること。
- (2) 貿易すること。

(e) 第(b)項に含まれる商品のうち、下記の商品を輸入して売却することにより売上高に課せられる商業税から、輸入する際に納付した商業税を控除してはならない。同様の商品を国内製造販売者から購入して貿易することにより売上高に課される商業税から、商品を購入する際に納付した商業税を控除してはならない。ただし、商品を転売する貿易事業を行なうためである場合には、商業税規則に従い控除することができる。

- (1) 紙巻きたばこ
- (2) 葉タバコ
- (3) 乾燥させたバージニア種たばこ
- (4) シェルート
- (5) 葉巻たばこ
- (6) パイプたばこ
- (7) キンマ用薬
- (8) 各種蒸留酒
- (9) 各種ビール
- (10) 各種ワイン

(f) 下記の非課税サービス業を除き、国内で行なうその他のサービス業の収入には、5%の商業税を課する。

番号	商品の類型
1	家屋賃貸サービス
2	駐車場賃貸サービス
3	生命保険サービス
4	小規模融資サービス
5	健康サービス
6	教育サービス
7	商品輸送サービス
8	職業紹介サービス
9	銀行業関連サービス
10	通関サービス
11	応接、歓待のためのレンタルサービス

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

12	屠殺ライセンスで行なうサービス
13	CMP システムで行なうサービス
14	葬儀サービス
15	コンテナ輸送サービス
16	保育サービス
17	ミャンマーの伝統的マッサージ、盲人が行なうマッサージサービス
18	引越しサービス
19	道路使用料を徴収して実施するサービス
20	動物の保護及び保健サービス
21	公衆便所使用料を徴収して実施するサービス
22	国外航空サービス
23	文化・芸術サービス
24	情報技術サービス
25	技術及び経営関係コンサルティングサービス
26	公衆輸送サービス（バス、鉄道、船）

12. 商業税法により、協同組合分野及び個人分野については、売上高又は手数料が以下に掲げる金額を超えない場合には、商業税を課さないものとする。
- (a) 商業税の対象である商品を国内で製造して販売する場合、会計年度 1 年以内で取得する総収入 15,000,000 チャット
- (b) 商業税の対象であるサービス業を行なう場合、会計年度 1 年以内で取得する総手数料 15,000,000 チャット
- (c) 貿易業を行なう場合、会計年度 1 年以内で取得する総収入 15,000,000 チャット
13. いかなる者も、この法律により商業税の対象である商品を製造・販売すること、サービス業を行なうこと又は貿易業を行うことで外資を取得することができる場合、外資により取得する当該収入又は手数料の商業税をこの法律に含まれる関連税率のとおり計算し、財務省が発行する商業税規則に従いチャットで納付しなければならない。
14. いかなる者も、下記の商品を輸出する場合には、取得した収入につき下記の商業税率に従い商業税を計算し、取得した通貨種類により納付しなければならない。

番号	商品の類型	税率
1	原油	5%
2	天然ガス	8%
3	チーク丸太、チーク端材、硬材丸太及び硬材端材	50%
4	ヒスイ、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンドその他の貴石の原石	30%
5	ヒスイ、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンドその他の貴石の装飾品	10%

15. この法律の第 14 条に含まれる規定は、課税対象でない収入及び収入額の規定とかかわらないものとする。
16. 上記第 14 条に含まれる商品を除く他の商品を輸出することで取得する売上高に課せられる商業税は、免除される。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

17. 国内で登記して行なう民族事業主又は民族事業主が所有する商品製造事業及び国が所有する経済事業が製造・販売する商品である場合には、輸入商品と競争できるようにするため、5%の商業税を課す商品に対し2%の商業税のみを課すよう減税する。
18. 下記の商品について、国外から輸入する場合は陸揚費に、又は国内において製造・販売し、及び国内において売買する商業である場合は売上高に、商業税は課さないものとする。

番号	商品の類型
1	各種肥料
2	殺虫剤、除草剤
3	農業用道具、農業用機械及び備品
4	魚・エビ用飼料及び飼料用材料
5	動物用飼料及び飼料用材料
6	動物用医薬品
7	受精用の精子等
8	ソーラーパネル、ソーラー充放電コントローラー及びソーラーインバーター
9	エックス線ファイル、エックス線用装置その他の医学専用装置
10	アルコール綿、包帯、病院用衣類・一般用品
11	家庭用医薬品その他の人間用医薬品（規則又は規定により禁止される人間用医薬品以外）
12	医薬品用材料
13	学生用の各種本、絵本及び関連する紙、鉛筆
14	鉛筆用芯
15	コンドーム
16	防衛及び警備専用品及び装置
17	土木用の各種火薬、各種ダイナマイト及び付属用品
18	作物の優れた品種の種子及び苗

19. 下記の商品については、国内において製造し、又は国外から輸入し、貿易及びサービスのため商業税を免除しなければならない。

番号	項目
1	防衛省庁の防衛関係印刷業、軍備、備品及び車
2	国外への渡航者に向けた特別な場所において外貨により販売される商品
3	相互主義に当てはまる外国大使館又は領事館及びこれらのメンバー並びに大使館の外交官ではない職員が利用するため輸入される自動車
4	国防省のため予算に割り当てられる費用により支払い、軍隊及び軍人が使用する商品
5	CMP システムに使用するため国外の取引先から送る材料若しくは一部商品又はその最終製品の梱包に使用する商品
6	エネルギー省から外国大使館、国連組織及び外交官に販売する機械用燃料

20. エネルギー省又はミャンマー石油製品売買事業がその販売するジェット燃料を輸入し、及び国内で販売する場合には、5%の商業税を課する。
21. この法律の第5章で記述する表現の定義は、商業税法で規定するとおりとするものとする。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第 6 章 所得税

22. いかなる者についても、給与、専門的職業に係る所得、資産、事業所得その他の収入に課する所得税を下記のとおり規定する。

番号	相殺した後の残余所得に対する査定所得税の所得税表		課税する所得税率
	以上	未満	
	チャット	チャット	
1	1	2,000,000	0%
2	2,000,001	5,000,000	5%
3	5,000,001	10,000,000	10%
4	10,000,001	20,000,000	15%
5	20,000,001	30,000,000	20%
6	30,000,001 以上		25%

23. 所得税法第 6 条及び 6-(a)による控除相殺前に、外国に居住する国民が免税を受ける所得類型を除き、国外で得られる総収入に 10%の税率で所得税を課し、外貨で納付させるものとする。
24. ミャンマー会社法又は 1950 年特別会社法に基づきミャンマーで登録して設立する会社である場合、所得税法による控除相殺前に、この会社が取得する総純益に 25%の所得税を課するものとする。
25. 所得税法第 6 条及び 6-(a)による控除相殺前に、外国に居住する外国人の総収入に 35%の所得税を課するものとする。収入を外貨で取得する場合には、当該外貨で所得税を納付しなければならない。
26. 所得税法 6 条及び 6-(a)による控除相殺前に、課税対象ではない所得に 30%で所得税を課する。ただし、いずれの国民についても、資本の購入、建築又は受理のためである場合には、1 名につき 1 回のみ、かかる金額から所得源泉が明らかな収入を控除し、残額に対し下記の税率のとおり所得税を課するものとする。所得源泉が明確である収入には、課税しない。
- | 収入 (チャット) | 所得税率 |
|-------------------------------|------|
| (a) 1 -50,000,000 | 3% |
| (b) 50,000,001 -150,000,000 | 10% |
| (c) 150,000,001 - 300,000,000 | 20% |
| (d) 300,000,001 以上 | 30% |
27. 協同組合法により組織する基本協同組合以外の共同組合の総純益については、第 6 条による控除相殺後に、残額に対し 25%の税率で所得税を課するものとする。
28. 所得税法第 6 条による控除相殺前に、国立経済事業の総純益に対し 25%で課税する。
29. ミャンマーにおいて石油及び天然ガス分野に参画する会社が、会社の株及び資本財等の資本を売却することで得られる資本利得所得を除き、私企業、協同組合及び国立経済組織の資本利得に対し、所得税法第 6 条及び 6-(a)による控除相殺前に、取得したチャット又は外貨に 10%の税率で課税するものとする。ただし、外国に居住する外国人である場合には、40%で課税する。
30. ミャンマーにおいて石油及び天然ガス分野に参画する会社が、会社の株及び資本財等の資本を何らかの方法で、外貨により売却し、交換し、又は譲渡することで資本利得が得られる場合、下記の資本利得及び所得税率により算出される外貨で所得税を納付しなければならない。
- | 資本利得 (チャット) | 所得税率 |
|--------------------------------------|------|
| (a) 100,000,000,000 まで | 40% |
| (b) 100,000,000,001 -150,000,000,000 | 45% |

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(c) 150,000,000,001 以上

50%

31. 1つの資本又は1つ以上の資本を売却し、交換し、又は譲渡した1年以内において、資本の総価額が5,000,000チャットを超えない場合、資本利得を取得したか否かを問わず、課税しないものとする。
32. 新しく設立される、工業を基本とする中小企業については、企業が開始した年度を含む連続3年において収入が5,000,000チャットを超えない場合には、課税しないものとする。
33. 所得税法第6-(a)項、第(1)号及び第(2)号により、基礎控除金額は、各所得類の20%に等しい金額でなければならない。ただし、1年度内の総基礎控除は、10,000,000チャットを超えてはならない。
34. 所得税法第6条第(1)項第(2)号により、個人の配偶者及び子女については、下記のとおり控除するものとする。
 - (a)配偶者につき500,000チャット
 - (b)子女1名につき300,000チャット
35. 資本利得所得類以外に、他の類型の外貨を取得する場合、当該外貨を所得税規則第8条の規定に従い計算し、国内に居住する国民及び国内に居住する外国人である場合にはチャットで、国外に居住する外国人である場合には取得した通貨種類で所得税を課するものとする。
36. 以下に記述するいずれの所得又は収入についても、所得税が免除されるものとする。
 - (1) 麻薬及び向精神薬取締法により逮捕に対して支給される報奨については、頻度を問わず、収入上限を5,000,000チャットとする。
 - (2) 不法物品を押収することにより支給される報奨については、頻度を問わず、収入上限を5,000,000チャットとする。
 - (3) 国から与えられる賞と共に受領する賞金
 - (4) 国内又は国外の組織による、健康、教育、社会、宗教、文学、芸術及び文化関係に利用するための寄付金から得られる収入
37. この法律の第6章に記述する表現の定義は、所得税法で規定するとおりとするものとする。

第7章

他の税に関わる税率

38. 関連省庁は、下記のいずれの税の税率、軽減及び免除等についても、現行の法に従い実施しなければならない。
 - (1) 酒税
 - (2) 商業税
 - (3) ミャンマー国営宝くじ税
 - (4) 運輸税
 - (5) 印紙税
 - (6) 関税
 - (7) 土地税
 - (8) 水資源税
 - (9) ダム税
 - (10) 森林税
 - (11) 鉱物資源税
 - (12) 内水面水産税
 - (13) ゴム採取税
 - (14) 石油及び天然ガス採掘税
 - (15) 鉱物及び貴石原石採掘税
 - (16) 通信サービス税
 - (17) 発電税



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第8章

雑則

39. 関連省庁は、課税対象者が法律に従い納税するよう、国民を教育し、説得し、免税減税等を知らせ、得られるべき権利を収税の際に国民に説明して減税し、納税国民として承認し、及び賞金を与える等を行わなければならない。

ミャンマー連邦共和国の憲法に基づき、私は、ここに署名する。

Sd/テイン・セイン

大統領

ミャンマー連邦共和国